鹿屋市告示第367号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者に指定したので、鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第39条第２項の規定により告示します。

令和７年６月１日

鹿屋市長　　中　西　　茂

１　指定公金事務取扱者の名称

株式会社アイティフォー・ベックス

代表取締役　村田　純一

２　指定公金事務取扱者の事務所の所在地

東京都千代田区一番町21番地　一番町東急ビル

３　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

・委託した公金事務の内容

公金の徴収・収納事務

・指定公金事務取扱者として取り扱う公金の種類

市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

税務証明書等交付に係る手数料

４　指定公金事務取扱者を指定した日

令和７年６月１日

５　指定公金事務取扱者と委託をした日

令和７年６月１日（委託期間：令和７年６月１日～令和10年５月31日）